

動産総合保険付標準保証拡張G7

拡張保証規定

必ず内容をご確認ください。別冊
「保証規定&修理に関するご案内」と合わせて、大切に保管してください。

「動産総合保険付標準保証拡張G7（引取修理専用）」をご購入のお客様へ

このたびは、当社の製品をご購入いただき、誠にありがとうございます。
 「動産総合保険付標準保証拡張G7（引取修理専用）」に基づく修理のご依頼に関しては、以下の窓口までお問合せください。

法人のお客様 **ビジネスPC修理受付センター** **フリーコール 0120-00-8283**
 受付時間：月～金曜日 9：00～18：00
 （国民の祝日、日本電気株式会社規定の休日12月29日～1月3日、4月30日～5月2日を除く）
 携帯電話、PHS、もしくはIP電話など、フリーコールをご利用いただけないお客様はこちらの番号へおかけください。0570-064-211（通話料お客様負担）

SOHOのお客様 **121コンタクトセンター** **フリーコール 0120-977-121**
 受付時間：9：00～19：00（年中無休）
 携帯電話・PHS・IP電話など、フリーコールをご利用いただけないお客様は電話番号（通話料お客様負担）0570-000-121（ナビダイヤル）または 03-6670-6000 へおかけください。
 ※サービス内容等は予告なく変更させていただく場合がございます。
 最新の情報は <http://121ware.com/121cc/> にてご確認ください。
 ※システムメンテナンスのため、サービスを休止させていただく場合があります。

本「動産総合保険付標準保証拡張G7 拡張保証規定（3年間、4年間または5年間引取修理専用）」は、本規定に定める範囲で当社の製品を無料で修理することをお約束する書類ですので、製品に添付された保証書および別冊「保証規定&修理に関するご案内」と合わせて、大切に保管ください。
 また、サービスの修理依頼を行う窓口の連絡先を記載したラベルを対象機器に貼り付けて出荷しておりますので、はがれないようにご注意ください。

動産総合保険付標準保証拡張保証規定（3年間、4年間または5年間引取修理専用）

第1条（本規定の適用など）

- NECパーソナルコンピュータ株式会社（以下「当社」といいます）は、本規定に定める条件により、別冊「保証規定&修理に関するご案内」に記載されている保証規定（以下「保証規定」といいます）第3条で定める対象機器について、3年間、4年間または5年間の動産総合保険付の電話診断付引取修理サービス（以下「本サービス」といいます）をお客様に提供いたします。
- 保証規定に定める用語は、他に別段の定めのない限り、本規定においても同じ意味を有するものとします。

第2条（本サービスの内容）

1. 引き取り修理

本サービスは、お客様が日本電気株式会社または販売店からお買い上げいただいた対象機器の故障について、「NECビジネスPC修理受付センター」もしくは「121コンタクトセンター」（以下「コールセンター」といいます）または販売店にご連絡をしていただいた場合に、コールセンターが電話にてお客様から稼動状況をうかがいながら簡単な切分け診断を実施し、故障の原因を特定し、その故障を解決・回避する為のアドバイスをを行い、当社が必要と判断した場合に、修理対象品の引き取りの手配および故障部品の交換をする引き取り修理サービス（NECあんしんサービス便）を第4条に定める期間まで延長します。ただし、対象機器の引き取りおよびお届けはお客様宅の玄関までとし、対象機器のセッティングやセットアップ作業などはお客様ご自身にて行うものとします。

2. 動産総合保険

本サービスは、動産総合保険により、第3条に定める条件により災害や不慮の事故によって、対象機器が破損または損傷した場合に、第3条に定める補償限度額まで引き取り修理いたします。なお、破損または損傷の状態により修理困難であると当社が判断した場合、引き取り修理にかえて当社が指定する機種（修理限度額と同等価格品）と交換いたします。また、対象機器お預かり後にお客様より修理の依頼をキャンセルされた場合、所定の診断料をご負担いただきます。

サービス内容		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
保険付保証サービス	動産総合保険	【定額料金】 動産総合保険付標準保証拡張G7 [3年間引取修理専用]			【定額料金】 動産総合保険付標準保証拡張G7 [4年間引取修理専用]	【定額料金】 動産総合保険付標準保証拡張G7 [5年間引取修理専用]
	引き取り修理	【無償】 標準保証 (Jシリーズ)				
	翌営業日出張修理 (電話診断付き)	【無償】 標準保証	【有償修理】			

第3条 (動産総合保険の条件)

当社は対象機器につきまして、動産総合保険により以下の通り保証いたします。動産総合保険は当社がお客様に代わり契約者となり三井住友海上火災保険株式会社と締結します。なお、以下の補償は日本国内で発生した事故による損害のみ有効です。

1. 保証される事象

- ・ 天災による装置の破損、損傷
- ・ 洪水・暴風・台風・土砂崩れ・雪害・雷によるもの。ただし、地震・噴火に起因するものは除外されます。
- ・ 取扱い不注意による装置の破損、損傷
- ・ 落下や水こぼしなどによる急激かつ偶然な外因の事故によるハードウェア障害または損害。ただし、故意または重大な過失によるものは除外されます。
- ・ 争議・爆発・火災によるもの。ただし、戦争・暴動・その他の事象によるものは除外されます。火災の場合は消防署発行の罹災証明書が必要です。なお、火災などによる焼失により現物が確認できない場合は除外されます。

2. 補償金額

動産総合保険により補償される修理料金については、下表のとおり修理限度額が設けられております。購入金額確認のため、対象機器の購入金額および型番が記載された書類の保管が必要となります。

	保証年度別				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
修理限度額	対象機器購入金額の100%まで 不明の場合は 90,000円まで	対象機器購入金額の82%まで 不明の場合は 74,000円まで	対象機器購入金額の64%まで 不明の場合は 58,000円まで	対象機器購入金額の50%まで 不明の場合は 45,000円まで	対象機器購入金額の45%まで 不明の場合は 40,500円まで

3. 修理困難時の対応

修理ができないと当社が判断した場合、当社の判断により、代替機として当社指定の当社製PCと交換させていただきます。なお、お客様による交換PCの機種指定はできません。また、交換PCにつきましては、保険付保証サービス製品は付属しません。ただし、代替機との交換において、「保証年度別 修理限度額」に基づく代替機の交換ができない場合、お客様が次のいずれかを選択できるものとし、本サービス期間中であってもこれにより本サービスは自動的に終了となります。また、お客様が次のいずれも選択しない場合には、対象機器を現状のままお客様に返却し、これにより本サービスは自動的に終了となります。なお、お客様による代替機の機種指定はできません。

[1] 対象機器の修理費限度額の範囲内において修理を実施する。

[2] 提供可能な代替機の価格から本規約「修理費限度額」を差し引いた金額をお客様が負担し交換する。

4. 出張での修理(有償)をご希望の場合

出張での修理(有償)をご希望の場合、動産総合保険は適用できなくなります。

5. 動産総合保険対象外の事象

- ・ 対象機器の自然消耗、摩滅、経年変化による劣化、変質、腐敗、さび、むれ、変色などによる故障または損害。
- ・ 使用上支障のない外観上のキズ、症状でない不良など。
- ・ 液晶画面の画素欠けや画素の常時点灯または使用に伴う経年変化としてこれらの事象が生じる場合。
- ・ お客様または第三者の不適切な使用または取扱いにより生じた故障または損害。
- ・ 当社が定める対象機器の設置環境条件に反したことにより対象機器に生じた故障または損害。
- ・ ソフトウェアに起因する故障または損害。
- ・ ウイルスなどによる機能障害。
- ・ 対象機器以外の機器の故障または損害。
- ・ 対象機器以外の機器に起因する故障または損害。
- ・ 対象機器の改造などによる故障または損害。
- ・ 対象機器の仕様またはソフトウェアの仕様起因する修理不可能な故障または損害。
- ・ 当社以外に修理を申し込まれた場合。
- ・ お客様のデータのバックアップ、セットアップ、設定または復旧作業。
- ・ 盗難、紛失、置き忘れ、詐欺、横領などによる故障または損害。
- ・ 地震または噴火に起因する故障または損害。
- ・ 対象機器の現物確認ができない場合。
- ・ 戦争、外国による武力行使、暴動、テロ行為などによる故障または損害。
- ・ 核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射能、爆発性その他の有害物質による事故に起因する故障または損害。

- ・ 差押え、徴発、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使に起因する故障または損害。
- ・ 日本国外で発生した故障または損害。
- ・ 衝撃や振動が加わる場所での使用に起因する故障または損害。
- ・ お客様の故意または重大な過失による故障または損害。

第4条（本サービス期間と保証年度区分）

1. 当社は、次に定める期間において本サービスを提供します。

対象機器を日本電気株式会社または販売店でご購入した日から本規定の表紙に貼り付けられたシール部に記載の期間が終了するまで。

2. 前項の定めにかかわらず、対象機器の購入日が明記された書類など（例：対象機器購入時の納品書、領収書など）により対象機器の購入日が当社にて確認できない場合、対象機器に添付された保証書の保証期間欄に記載の年月に基づき本サービスの開始日を修正させていただく場合があります。
3. 保証年度区分は下表のとおりです

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
対象機器の購入日より 1年未満	対象機器の購入日より 1年以上～2年未満	対象機器の購入日より 2年以上～3年未満	対象機器の購入日より 3年以上～4年未満	対象機器の購入日より 4年以上～5年未満

第5条（保険付保の承認など）

1. 動産総合保険を利用した補償適用のため、お客様を被保険者とする動産総合保険を当社が契約者となり三井住友海上火災保険株式会社を引受保険会社とする保険契約を対象装置に付することを承認していただきます。なお、当該保険内容の決定、締結履行、保険金請求手続その他は当社が行い、お客様は保険金請求権を当社に譲渡するものとします。お客様が動産総合保険を利用した修理をご希望される場合には、三井住友海上火災保険株式会社（代理店含む）に対して、当社に保険金請求および受領等に関する一切の権限を委任する旨の委任状を提出していただきます。なお、お客様が当該委任状を三井住友海上火災保険株式会社（代理店含む）にご提出いただけない場合、動産総合保険は適用されません。
2. 動産総合保険の補償適用に際し、コールセンターはお客様に対し、保険金請求のためにお客様の名前、事象発生場所、発生状況を確認させていただき、当該確認させていただいた情報を三井住友海上火災保険株式会社（代理店含む）に提供させていただきます。なお、これにご協力いただけない場合、お客様は動産総合保険を利用した補償を受けることができません。

第6条（本サービスの終了）

第4条第1項の定めにかかわらず、次の場合本サービスは終了するものとします。

- (1) 第三者に対象機器を譲渡したとき。
- (2) 盗難などにより対象機器を消失したとき。
- (3) 対象機器に不当な改造をしている場合。
- (4) 第3条第3項に基づき対象機器の代替機の提供を受けた場合。

第7条（その他）

本規定に定める以外の条件につきましては、保証規定の内容に従います。